令和6年度関市奨学資金貸与事業 募集要項

関市教育委員会

本市では、教育の機会均等に寄与するとともに、有能な人材の育成をはかることを目的として、関市奨学資金貸与条例に基づき、進学の意欲と能力を持ち、学資の支援を必要としている学生・生徒を対象として、下記のとおり奨学生を募集します。

記

1 対象となる方

次の条件の全部に該当する生徒、学生を対象とします。

- (1) 本人又は保護者が、申請日時点で継続して6ヶ月以上関市に在住している。
- (2) 経済的理由により、学資の支援を必要としている。
- (3) 高等学校、大学等の教育機関に在学(することが決定)している。
- (4) 修学に意欲的で、在籍学校長又は最終出身学校長の推薦を受けることができる。

2 奨学資金の貸与月額

- (1) 高等学校又はこれに準ずる教育機関・・・月額 10,000円(1年間)
- (2) 大学又はこれに準ずる教育機関 ···月額 30,000円(1年間) ※専門学校(都道府県知事の認可を受けた専修学校専門課程)を含みます。

3 奨学資金の貸与期間

高等学校・大学とも1年間で、毎年申請手続きが必要となります。 ※奨学資金の貸与は、学校が定める正規の修学年限を超えないものとします。

4 申請期間

令和6年3月15日(金)~令和6年4月15日(月)(期限厳守) **※郵送不可**

5 申請書類

1	関市奨学資金貸与申請書	[様式第1号] 記入見本を参照
2	推薦書	[様式第2号] 学校長の推薦書
		新入生一出身校、在学生一在籍校
		学校名の欄には3月まで在学の学校名を記入
		新規申請者のみ
3	成績証明書	コピー不可
		新入生は出身校のもの
4	在学証明書	新入生のみ
(5)	健康診断書	[様式第3号]または医師所定の健康診断書
		※受診から1年以内の健康診断結果の写しでも可
		新規申請者のみ
6	面談日程希望調査書	新規申請者のみ

※下記を参照のうえ、必要書類を提出してください。(各1部)

	新 入 生	在学生
新 規申請者	①関市奨学資金貸与申請書 ②推薦書(出身学校長のもの) ③成績証明書(出身校のもの) ④在学証明書 ⑤健康診断書 ⑥面談日程希望調査書	①関市奨学資金貸与申請書 ②推薦書(在籍学校長のもの) ③成績証明書(在籍校のもの) ⑤健康診断書 ⑥面談日程希望調査書
継続申請者	①関市奨学資金貸与申請書 ③成績証明書(出身校のもの) ④在学証明書	①関市奨学資金貸与申請書 ③成績証明書(在籍校のもの)

6 選考方法及び選考結果

面談・選考委員会を経て市長が決定し、結果を郵送にて通知します。 (5月中旬に選考会を開催し、5月下旬に決定内容を全員に通知する予定です。)

7 貸与の開始

貸与決定の通知を受理したのち、指定された期限までに誓約書及び口座振込申請書を提出してください。誓約書には本人の署名捺印のほか、連帯保証人として、保護者と、保護者以外で関市に在住し独立した生計を営む方の連署が必要です。

交付は6月末(4~9月分)及び10月(10~3月分)の年2回を予定しています。

※連帯保証人両名は、印鑑登録証明書を添付してください。

8 奨学資金の返還

(1) 卒業後6か月を経過してから返還を開始し、原則として無利子です。 ただし、返還を滞納した場合、延滞利子が加算されることがあります。 返還開始の際、本人のほか、誓約書と同様の連帯保証人2名の連署が必要です。

(2) 返還期間

ア 高校で貸与を受けた場合5年以内イ 大学等で貸与を受けた場合10年以内ウ 高校・大学等で貸与を受けた場合13年以内

(3) 返還方法

貸与を受けた総額を、月賦・半年賦・年賦のいずれかの均等払方式により返還。

(4) 進学、疾病、その他やむを得ない理由により返還が困難なときは、願い出により 相当の期間を猶予します。

9 問い合わせ及び申込先

関市教育委員会教育総務課 関市若草通3-1 関市役所5階 (0575)23-7722

関市洞戸事務所	関市洞戸市場294-5	(0581) 58-2111
関市板取事務所	関市板取1643-17	(0581) 57-2111
関市武芸川事務所	関市武芸川町八幡1446-1	(0575) 46-2311
関市武儀事務所	関市中之保5696-1	(0575) 49-2121
関市上之保事務所	関市上之保15019	(0575) 47-2001

※ 西部支所では申込みできません。